ると解釈されていた。この規定は、敵国人が重要不良で事故死亡しつつあったときでさえ守られた。食事に関する限り、この民間の医者や看護婦のために、捕虜または生存できないようなことが、管理当事者に問もなくわかってきたにかかわらず、幾何に関表によって規定された食糧の量と質は、戦争中に縮小されたほかは、実質的には変更されなかった。一九四二年十月二十九日には、「西南第七軍司令官の米麦消費量等を減量し、将校または文官であった捕虜と労働者に対する配給は、一日四百二十グラムを超えないように減らせという命令が各収容所長に発せられた。一九四四年一月には、米の配給量はさらに最高一日三百九十グラムに減らされた。収容者が栄養不良になり始めると、かれには病気にかかりやすくなり、また強制された重労働をすることに疲労した。それにもかかわらず、収容所長は、働かざる者は食うべからずという東條の訓示を励行し、配給量をさらに減らした。そして、ある場合には、病気や負傷のために働けなくなった者には、これをまったく与えなかった。

規則によれば、捕虜と一般人抑留者は、かれらが捕虜となったり、抑留されたりしたときに所有していたものを保有することに定められていた。この規則が収容所長によって励行された結果として、多くの収容所では、収容者が戦争の終らないうちにほろぼるをまとっていた。捕虜と抑留者が前に所有していた衣服が使用に堪えなくなった場合には、収容所長がある期間の後に更新することが規則で許されていたことは事実であるが、これはまれな場合にしか行われなかったようである。

医薬品

日本陸軍は、その規則によって、一年間の使用に基準を医薬品と医療器具の補給量を持ちあわせ、また供給していなければならなかった。各々の収容所と医療品を後送することによって行われたが、この医療品は、元来日本の軍隊や収容所に監禁されている日本の軍隊や収容所に監禁されたものとして取扱われ、または使用された。捕虜と一般人抑留者は、これらの医療品が捕虜収容所や一般人抑留所の内部やその附近で、発見されたのみ発見された。しかし、医療品の不足のために、捕虜や抑留者が恐ろしい苦で死んでいたのもあった。

土肥原やその他の司令官のもとで、本州の東部軍管区の参謀として勤務した鈴木重二は、本裁判所で証言したように、管下の収容所長や抑留所の監督官に対して、捕虜に施すために送られた赤十字の救恤品小包を後送することを、許可しないことを鈴木に命じた。このようなことは、日本内地とその海外領地や占領地にあった収容所と抑留所において、普遍の慣行であったことが証拠によって示されている。部下の監視員が捕虜を殴ったり、他の方法で虐待していたことを知っていたことも、鈴木に附随的に認めた。

捕虜と一般人抑留者に対して、医療品を充分に支給しなかったか、まったく支給しなかったことは、すべての戦争地域に共通のことであり、数千の捕虜と抑留者を死に至らせた一つの原因であった。

宿舎

規則には、陸軍の穀物、寺院及びその他の現に存在する穀物を捕虜や抑留者の収容所として使用することが規定されていた。規則には、また、戦時生産に捕虜と一般人抑留者を使用する場合には、かれらの必要とする宿舎を供与することが規定されていた。それにもかかわらず、供与された宿舎は、多くの場合に、雨露を凌ぐ設備として不充分であるか、非衛生的であるか、またはその両者であった。タイのカンプ・ピタクの収容所の日本軍捕虜管理官は、二千名からの一群の掌小屋で、捕虜の大部分は、それは少し前に馬小屋として使われていたものであった。太平洋諸島と東インドの島々では、捕虜と一般人抑留者は、しばしば、雨露を凌ぐ設備のない露営地に収容された。

原住民の労働

戦争遂行に直接従事する仕事に、捕虜と一般人抑留者を使用するという方針を決定した。この方針を実行に移す前提として、日本陸軍は、さらに一歩を進め、占領地の原住民から労働者を徴用することによって、右の人的資源を統制した。この徴用は、強制と暴力によって実施された。徴用された労働者は、収容所に送られ、そこに監禁された。これらの徴用された労働者と、捕虜及び一般人抑留者との間には、ほとんど、またはまったく区別が設けられなかったようである。かれらは、すべて、体力の続く限り酷使されることになっている奴隷労働者と見做されていた。この理由で、本章において、一般人抑留者という言葉を使用するときは、われわれはいつでもこれらの徴用された労働者をも含めたのである。これらの徴用された労働者は、このように異常で、常軌を逸した生活状態に置かれていたので、一般に無知であり、かれらを捕えた日本人によって強制された環境と労役との非衛生的な状態から来る疾病に、いっそう容易に倒れた。このような事実によって、かれらの死亡率はいっそう悪いものにされていた。

捕虜と抑留者に対する宣誓署名の強制

捕虜と一般人抑留者に対して、必要な労働負担の故を減らすために、一九四三年の初頭に、戦争法規に反する国家政策から出されたと思われる「俘虜ノ取扱ニ関スル訓令」が発せられた。これには、「俘虜ハ敵国ニ逃走セサル旨ノ宣誓ヲ為シ且ツ其ノ宣誓ニ違背セサル限リ成ルヘク広キ範囲ニ於テ行動ノ自由ヲ与フルヲ要ス」と規定されていた。この規定に違反した場合には、厳罰に処せられた。

は、要求されている宣誓を行うまでに、監房を縮められて独房に入れられるか、拷問されるという意味であった。一九四二年八月に、シンガポールでは、要求された宣誓を拒否した二万六千人の捕虜は、無理に宣誓させるために、苦役の中断に追いこまれ、そこに四日の間食物便所設備もなく放って置かれた。その結果として生じた状態は、あまりに不快極まるもので、説明にたえない。宣誓の署名を拒否した者の捕虜のある者は、食物なしに監獄に収容され、一日中ひざまずかされたりまたは殴ったと殴打された。サンダカンの収容所では、筆下とともに署名を拒否した先任の捕虜は、直ちに取押えられ、殴打された。部下に署名することを承諾したので、やっとかれは死を免れた。ラバウルとジャワの収容所の捕虜は、宣誓に署名するまで殴打され、食物を与えられなかった。四国の善通寺収容所では、四十人の捕虜は宣誓を拒否したために、一九四二年六月十四日から一九四三年九月二十三日まで監禁こめられ、健康に、どこまでも拒むならば、殺してしまうと威嚇された。すべて上述のために、捕虜に関する規則は、われわれが利用した他の規則に加えられる処罰に対する他の重要な制限も含まれている。それらはすべて捕虜に対する人道的な取扱いを保障するためにつくられたものである。これらの制限の一つは、この協約の規定で、逃走とその企てを取扱っているものに含まれている。この規定は、次の通りである。「逃走シタル俘虜ニシテ其ノ軍ニ逃スル前又ハ之ヲ捕ヘタル軍ノ占領シタル地域ニ於テ逃走ニ協同セル逃走者ノ同僚ハ其ノ理由ニ依リ懲罰ノミニ付セラルベシ。拘留ハ俘虜ニ課セラルベキ懲罰ヲ即決処罰トス。同一罪ニ付同様ノ懲罰ヲ課スルコトヲ禁ズ。捕虜ニ対シ逃走ヲ防止スル為執ラレタル特別ノ監視ハ逃走シタル俘虜カ其ノ属スル軍ニ復帰シ又ハ軍務ニ就キタル後ハ之ヲ中止スヘシ。逃走ニ成功シタル俘虜ハ其ノ逃走前ニ為シタル行為ニ付責ヲ問ハルルコトナシ。」

○裁判長　暫時、白鳥及び梅津の三被告を除き全被告出廷、欠席被告は弁護人によって代表されています。巣鴨拘置所医務官からの証明書によれば、右被告らは病気のため本日出廷できないとのことであります。

この旨記録に留め証明書は証拠として採用いたします。

判決文の朗読を続けます。

〔朗読〕

逃走かつ不法な処罰科せらるる

捕虜収容所と一般人抑留所の所長に対する訓示の中で、東條は部下の統制を強化し、捕虜の監督を厳重にせよと述べ、「厳格なる紀律に服せしむるを要す」といった。一九四二年五月三十日に、青島その他の捕虜長に対する訓示の中で、この命令を繰返して、かれは次のようにいった。「俘虜は人道に反しない限り厳重に取締り、苟も誤れる人道主義に陥り、又は収容久しきに亘る結果情実に陥るが如きことない様注意を要します」と。

一九二九年のジュネーヴ俘虜協約は、捕虜が捕虜である間に犯した逃走行為に対する処罰に関して、次のように規定している。「一切ノ休刑、日光ニ依リ照明セラレザル場所ニ於ケル一切ノ監禁及ビ一般ニ一切ノ残酷ナル罰ヲ禁ズ。又、同様ニ個人ノ行為ニ付団体的ノ罰ヲ課スルコトヲ禁止ス。捕虜ニ加えられる処罰に対する他の重要な制限も含まれている。それらはすべて捕虜に対する人道的な取扱いを保障するためにつくられたものである。これらの制限の一つは、この協約の規定で、逃走とその企てを取扱っているものに含まれている。この規定は、次の通りである。「逃走シタル俘虜ニシテ其ノ軍ニ逃スル前又ハ之ヲ捕ヘタル軍ノ占領シタル地域ニ於テ逃走ニ協同セル逃走者ノ同僚ハ其ノ理由ニ依リ懲罰ノミニ付セラルベシ。拘留ハ俘虜ニ課セラルベキ懲罰ヲ即決処罰トス。同一罪ニ付同様ノ懲罰ヲ課スルコトヲ禁ズ。捕虜ニ対シ逃走ヲ防止スル為執ラレタル特別ノ監視ハ逃走シタル俘虜カ其ノ属スル軍ニ復帰シ又ハ軍務ニ就キタル後ハ之ヲ中止スヘシ。逃走ニ成功シタル俘虜ハ其ノ逃走前ニ為シタル行為ニ付責ヲ問ハルルコトナシ。」

実際ノ予防ニ努メ、且派遣ニ先チ新要事項ニ関シ厳責ナル宣誓ヲ為サシムルモノトス」と。

板垣は朝鮮軍司令官として、一九四二年九月四日附の報告で、捕虜大収容所に、自分の管轄内にある将校と准士官を含めて、一切の捕虜を労働につかせる考えであると知らせた。かれの言葉によれば、「俘虜は一人と雖も無駄徒食せしむべからず」というのであった。かれの定めた規則の一つは、次のようであることとされた。「俘虜に対しては、日本兵に対すると同様に取扱うことを得ず」と。一九四二年九月一日に台湾軍司令官から、東條宛の報告を受けた。「宣誓拒絶より惹起せる俘虜バーシバル中将以下三三九名、陸軍少将また台湾軍少将天、花谷二佐、陸軍大佐また捕虜大佐二名、陸軍または海軍中佐以下将校一三〇、下士官一一〇、支官六は、一九四二年八月三十一日台湾俘虜収容所に収容せられ。当初バーシバル中将以下宣誓を拒否したるが、結局三名（准将一、海軍大佐一、海軍機関中尉一）を除く他の全員は署名す」と。

捕虜と一般人抑留者に、逃走しないこと、その他の日本政府の規則や命令に違反しないことを強制的に宣誓させるために、日本政府は定め、かつ実施したこの一連の規則は、一般の戦争法規に違反したものである。この規則は、戦争法規を無視し、違反した日本政府の方針の一部として考え出され、制定され、維持された。

ただいまより明朝九時半まで休廷します。

〔午後四時休廷〕

○昭和二十三年十一月十二日（金曜日）
東京都市谷陸軍省内極東国際軍事裁判所法廷において

〔午前九時三十分開廷〕

○法廷執行官　ただいまより極東国際軍事裁判を再開します。

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp